

県下唯一の内閣府認定適格消費者団体「消費者支援かながわ」と 横浜市が覚書を締結しました！ 〈県内初〉

不当な勧誘を繰り返すなど事業者の不当な行為に対して、消費者の利益を守るため、不特定多数の消費者に代わって、事業者と訴訟を含めて交渉することができる適格消費者団体と横浜市が覚書を締結し、今後、連携して市民の消費生活の安全を守ります。

※適格消費者団体とは

嘘を言う等の「不当な勧誘」、キャンセルできないと記載した「不当な契約条項」、実際より優れた内容であるかのような「不当な表示」など、事業者の不当な行為をやめるように、業務改善を申し入れ、交渉が不成立の場合、消費者に代わって適格消費者団体が、裁判所への訴えを提起できます。少額被害で泣き寝入りしていたような案件についても、今後、被害の未然防止が可能となります。



武井理事長 林局長

1 覚書締結日

平成30年12月21日

2 具体的な締結内容

「消費者支援かながわによる差止請求権行使に必要な消費生活相談情報の提供と利用について」市民の安全で快適な消費生活の実現のため、横浜市（市長 林 文子）と特定非営利活動法人消費者支援かながわ（理事長 武井 共夫）は、『差止請求関係業務に係る消費生活相談情報の提供と利用に関する覚書』を平成30年12月21日に締結しました。

覚書締結を契機に、市民の安全で快適な消費生活の実現に連携して取り組みます。

3 特定非営利活動法人消費者支援かながわ 概要

名称：特定非営利活動法人 消費者支援かながわ

住所：横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー5階

適格消費者団体認定日：平成30年8月3日

HP：<http://www.ss-kanagawa.org/>

※消費者のみなさまからの情報提供が、消費者被害の防止につながります。おかしいと思う契約内容や事業者の行為、広告表示等を見かけたら、当団体に情報をお寄せください。

お問合せ先

経済局消費経済課長 山口 敏子 Tel 045-671-2573

裏面あり

※ 適格消費者団体とは

不特定かつ多数の消費者の利益を擁護するために差止請求権を行使するために必要な適格性を有する消費者団体として内閣総理大臣の認定を受けた法人を「適格消費者団体」といいます。平成30年8月現在で、全国に19団体の適格消費者団体が活動を行っています。

※ 全国の適格消費者団体一覧(平成30年8月現在)

	適格消費者団体名 ※は特定適格消費者団体	団体所在地
1	特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道	札幌市
2	特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく	仙台市
3	特定非営利活動法人 消費者支援群馬ひまわりの会	桐生市
4	特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会※	さいたま市
5	特定非営利活動法人 消費者機構日本※	東京都
6	公益社団法人 全国消費生活相談員協会	東京都 大阪市 札幌市
7	特定非営利活動法人 消費者支援かながわ	横浜市
8	特定非営利活動法人 消費者支援ネットワークいしかわ	金沢市
9	特定非営利活動法人 消費者被害防止ネットワーク東海	名古屋市
10	特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク	京都市
11	特定非営利活動法人 消費者支援機構関西※	大阪市
12	特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット	神戸市
13	特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま	岡山市
14	特定非営利活動法人 えひめ消費者ネット	松山市
15	特定非営利活動法人 消費者ネット広島	広島市
16	特定非営利活動法人 消費者支援機構福岡	福岡市
17	特定非営利活動法人 佐賀消費者フォーラム	佐賀市
18	特定非営利活動法人 大分県消費者問題ネットワーク	大分市
19	NPO 法人 消費者支援ネットくまもと	熊本市